

○行方不明者発見活動要綱の制定について

平成22年10月5日
例規第6号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

次のとおり行方不明者発見活動要綱を制定したので、誤りのないようにされたい。

行方不明者発見活動要綱

第1 趣旨

この要綱は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、行方不明者発見活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 本部主管課長の責務

警察本部人身安全・少年課長（以下「本部主管課長」という。）は、警察署長（以下「署長」という。）が行う行方不明者発見活動の連絡調整、他の都道府県警察との連携、警察職員に対する指導教養等を行い、行方不明者発見活動を効果的に運営するものとする。

第3 署長の指揮事項等

1 署長は、行方不明者発見活動に当たり、所属の警察職員に対し、次に掲げる事項について必要な指揮を行うものとする。

- (1) 初動捜査を含めた行方不明者発見活動の方針に関すること。
- (2) 関係部門との連携及び体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連携及び協力に関すること。
- (4) 関係事業者への協力要請に関すること。
- (5) その他行方不明者発見活動上必要と認める事項

2 署長は、1により指揮した事項及び行方不明者発見活動の経過について、行方不明者事案指揮簿（様式第1号）に記録しておくものとする。

第4 行方不明者届の受理時の措置等

1 署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、次に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 規則第26条第1項ただし書の規定により、発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること。
- (2) 規則第26条第2項の規定により、ストーカー事案等であることが判明したときは、本人の同意がある場合を除き通知しないこと。
- (3) 行方不明者が帰宅その他の理由により発見されたときは、行方不明者届を受理した署長（規則第9条第1項の規定により引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた署長。以下「受理署長」という。）に連絡すること。

2 署長は、届出人から行方不明者発見活動を行うに足る情報が得られなかったときは、所属の警察職員に指示し、補充の調査を実施するものとする。

3 署長は、規則第7条第1項の規定により届出人から聴取を行うときは、秘密が保持され、かつ、届出人が落ち着いて事情を説明できる場所を選ぶとともに、届出人の心情を傷つけることのないよう注意を払うものとする。

4 規則第7条第3項の行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）は、様式第2号のとおりとする。

5 受理票は、暦年ごとに編冊し保管するものとする。ただし、行方不明者が発見されたとき、行方不明者の死亡が確認されたときその他受理票を保管する必要がなくなったときは、その日から1年間保

管し廃棄するものとする。

第5 事案の引継ぎ

- 1 規則第9条第1項の規定による事案の引継ぎは、県内の署長に対しては直接、他の都道府県警察の署長に対しては本部主管課長を経由して行うものとする。
- 2 規則第9条第2項の行方不明者届引継書は、様式第3号のとおりとする。
- 3 行方不明者届引継書には、行方不明者事案指揮簿、規則第6条第3項の行方不明者届出書、受理票等を添付するものとする。

第6 行方不明者に係る資料の公表

- 1 受理署長は、規則第14条第1項の規定により行方不明者に係る資料の公表を行う場合は、あらかじめ届出人に対し、公表の方法、内容等について説明するものとし、届出人が公表の意思を示したときは、承諾書（様式第4号）の提出を求めるものとする。
- 2 受理署長は、行方不明者の生命又は身体に危険が生じているおそれがあるため、特に資料の公表を行うことが必要であると認めた場合において、届出人が公表の意思を示していないときは、届出人に対し、その趣旨を十分に説明し、承諾を得るよう努めるものとする。
- 3 公表資料等の作成は、次によるものとする。
 - (1) 用紙は、日本産業規格A列4番を縦長に用いること。
 - (2) 行方不明者届の受理年月日、受理番号及び受理警察署が明らかになるようにすること。
 - (3) 左横書きで次の事項を記載すること。

ア 呼びかけ文

イ 写真

ウ 氏名及び年齢

エ 特徴、服装等

オ 行方不明となった状況

カ 連絡先

第7 身元不明死体票の作成等

- 1 規則第16条の身元不明死体票は、様式第5号のとおりとする。
- 2 署長は、身元不明死体票を作成したときは、身元不明死体管理簿（様式第6号）に必要事項を記載するものとする。

第8 迷い人についての確認

- 1 署長は、規則第19条第2項の規定により他の署長に対し、迷い人に係る行方不明者届の有無について照会をするときは、迷い人照会書（様式第7号）により行うものとする。
- 2 1により照会を受けた署長は、行方不明者届の有無について調査を行い、その結果を照会を行った署長に通知するものとする。
- 3 1の照会及び2の通知は、県内の署長に対しては直接、他の都道府県警察の署長に対しては本部主管課長を経由して行うものとする。

第9 特異行方不明者手配等

- 1 規則第21条の規定による特異行方不明者手配は、県内の署長に対しては直接、他の都道府県警察の署長に対しては本部主管課長を経由して行うものとする。
- 2 受理署長は、規則第21条各号に該当しない場合であっても、行方不明となった状況等から特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性があると認めるときは、本部主管課長を経由して他の都道府県警察に対し、行方不明者発見活動への協力を要請することができるものとする。
- 3 規則第22条第1項の特異行方不明者手配書は、様式第8号のとおりとする。

第10 特異行方不明者手配を受けた署長の措置

署長は、規則第23条の規定により特異行方不明者発見のための活動を行ったときは、その結果について受理署長に通知するものとする。

第11 特異行方不明者手配の有効期間

規則第24条の規定による特異行方不明者手配の有効期間の更新は、その必要性を適切に判断した上で行うものとする。

第12 行方不明者を発見した警察職員等の措置

- 1 保護を要する行方不明者を発見した場合は、保護の取扱いに関する訓令（昭和35年長野県警察本部訓令第32号）に定めるところにより、必要な措置を講じ、又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条の規定による保護を行うものとする。
- 2 届出人への通知の要否は、受理署長が行うものとし、規則第25条第1項の規定により報告を受けた署長は、届出人その他関係者に連絡しないものとする。
- 3 規則第25条第3項の行方不明者発見票は、様式第9号のとおりとする。
- 4 署長は、行方不明者発見票を作成したときは、規則第25条第4項の規定により通知を行う際に、その写しを受理署長に送付するものとする。この場合において、県内の署長に対しては直接、他の都道府県警察の署長に対しては本部主管課長を経由して行うものとする。

第13 届出人に対する通知の特例

- 1 受理署長は、規則第26条第1項ただし書の規定により、届出人に対し通知をしないとき又は通知することを限るときは、行方不明者から上申書の提出を求めるなど、当該行方不明者の意思を明らかにしておくものとする。
- 2 受理署長は、規則第26条第2項各号に該当する場合において、行方不明者の同意のもと届出人に対し通知を行うときは、当該行方不明者から同意書（様式第10号）の提出を求めるものとする。

第14 身元不明死体票の削除通報

- 1 規則第28条第1項の規定による報告は、行方不明者届受理票・身元不明死体票削除通報書（様式第11号。以下「削除通報書」という。）により行うものとする。
- 2 警察本部鑑識課長は、削除通報書の送付を受けたときは、受理票の写し、身元不明死体票等を削除するものとする。この場合において、受理票及び身元不明死体票の写しを警察庁刑事局犯罪鑑識官に送付してあるときは、速やかに削除通報書の写しを警察庁刑事局犯罪鑑識官に送付するものとする。

第15 特異行方不明者手配の解除

- 1 規則第29条第1項の規定による特異行方不明者手配の解除は、県内の署長に対しては直接、他の都道府県警察の署長に対しては本部主管課長を経由して行うものとする。
- 2 規則第29条第2項の特異行方不明者手配解除通報書は、様式第12号のとおりとする。

第16 行方不明者届出証明

- 1 受理署長は、失踪の宣告、離婚に係る訴訟等のため、行方不明者の親族等から行方不明者届を受理した旨の証明について申請があったときは、次により証明するものとする。
 - (1) 申請は、行方不明者届出証明願（様式第13号。以下「証明願」という。）によるものとし、正副2部提出させる。
 - (2) 警察における証明事務の合理化について（昭和40年11月24日例規第17号）の規定に基づき、証明を必要とする理由、提出先等が適当であるか確認を行う。
 - (3) 証明願の記載内容を確認し、届出内容と相違ないと認めたときは、証明願の正本の証明欄に必要事項を記載し、交付する。
- 2 1により証明を行ったときは、受理票の補充事項欄にその旨を記載するとともに、証明願の副本を受理票に添付しておくものとする。